

予算に限りがありますので、  
検討されている場合は  
**お早め**にご相談ください。

令和8年度

# 新婚世帯の住宅費用を支援します

県内最高額  
最大 **250** 万円補助

県内唯一の所得制限なし！

## 住宅購入の場合



最大 **250** 万円補助

## 家賃補助の場合



最大 **60** 万円補助

## リフォーム費用の場合



最大 **170** 万円補助

※補助額は、夫婦の年齢および所得に応じて決まります（下記参照）

対象世帯

- ・当該補助を受ける住宅等が市内にあり、住民票の登録がある夫婦
- ・令和8年1月1日以降に婚姻届を提出された夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の夫婦

補助対象経費

- ・令和8年度に支出した上記の3つの費用のいずれかの項目に該当するもの  
(詳細は裏面をご覧ください、下記までお問い合わせください)

補助上限額

対象年齢	夫婦合計所得 <sup>(注1)</sup>	住宅購入	家賃補助	リフォーム費
夫婦ともに29歳以下	500万円未満	200万円まで補助	60万円まで補助	120万円まで補助
	500万円以上	100万円まで補助	30万円まで補助	60万円まで補助
夫婦の双方または一方の年齢が30歳以上	500万円未満	100万円まで補助	30万円まで補助	60万円まで補助
	500万円以上	50万円まで補助	15万円まで補助	30万円まで補助

さらに

住宅購入で  
近居の場合:30万円 同居の場合:50万円  
リフォームで  
近居の場合:30万円 同居の場合:50万円  
加算されることがあります。

(注1) 貸与型奨学金の返済をされている方は、所得から年間の返済額を控除できます。

申請を希望される方は、事前に下記までご相談ください。

以下の条件をすべて満たしている方は交付対象の可能性がありますが  
 手続きについては、事前に結婚応援課までご相談ください

- R8.1.1 ~ R9.3.31 までに婚姻届を提出し、受理されている  
 ※日本方式により婚姻された夫婦に限る
- 夫婦ともに婚姻日時点で 39 歳以下である
- 申請日において、対象となる住宅が坂井市内にあり、かつ、夫婦ともに  
 当該住宅に住民登録がされている
- 申請時から 3 年以上継続して本市に定住する旨の誓約ができる
- R8.4.1 以降に支払った費用である
- 過去にこの制度に基づく補助や他の公的制度による補助を受けていない
- 市税を滞納していない
- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない



当てはまらない項目がある方は  
 交付の対象外となります

詳細はこちら



## 補助対象になる費用



住宅購入	家賃補助	リフォーム費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の購入費</li> <li>・新築工事費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷金</li> <li>・礼金</li> <li>・賃料</li> <li>・共益費</li> <li>・仲介手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕工事費</li> <li>・増築工事費</li> <li>・改築工事費</li> <li>・設備更新工事費</li> <li>・その他、機能の維持向上のための工事費</li> </ul>

## 補助対象にならない費用

<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の購入費</li> <li>・住宅ローン手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場代</li> <li>・物件の清掃代</li> <li>・更新手数料</li> <li>・光熱費代</li> <li>・設備購入費</li> <li>・火災保険料</li> <li>・家財保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫や車庫に係る工事費</li> <li>・門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費</li> <li>・家電購入費、設置費</li> </ul>
--	---	--